

(公印省略)

6大介事第354号
令和6年6月12日

大野城市地域密着型サービス事業者
大野城市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者
各位

大野城市介護支援課長 石川 茂

令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算及び
介護職員等ベースアップ等支援加算の実績報告の提出について（通知）

このことについて、当該加算を算定した介護サービス事業所等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月（5月）の翌々月（7月）の末日までに、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の実績報告書を提出することとされています。

つきましては、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいたします。

記

1 実績報告の提出について

(1) 提出期限

令和6年7月31日（水）（必着）

※締切間際に郵送された場合、期日に間に合わないことがありますので、日程に余裕を持って提出してください。

(2) 提出方法

窓口、郵送、電子メールのいずれかにて提出してください。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒816-8510 福岡県大野城市曙町2丁目2番1号
大野城市すこやか福祉部 介護支援課 事業所指定指導担当

電話：092-580-1916

メール：kaigo@city.onojo.fukuoka.jp

※郵送の場合は、「簡易書留」をお願いします。

※メールの場合は、件名に、【令和5年度介護職員処遇改善加算等実績報告提出】と入力してください。

2 必要書類について

(1) 実績報告に必要な書類

ア 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書

※別紙様式3-1、3-2

※様式が変更されていますのでご注意ください。

イ 事業所別介護職員処遇改善加算等総額一覧表

- ・地域密着型サービス事業所に限り、市が送ったものを返送してください。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者につきましては、提出不要です。

(2) 様式

様式は下記からダウンロードしてください。

- ◆ 大野城市トップページ <http://www.city.onojo.fukuoka.jp>

トップページ>健康・福祉・介護>介護保険・高齢者相談>介護事業者向け情報
>令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の実績報告の提出について

3 留意事項

- ・複数の事業所をまとめて届出している事業所の中に、大野城市指定以外の事業所が含まれる場合は、その指定権者にも実績報告の提出が必要です。
- ・実績報告で、仮に 賃金改善額が加算による収入を下回る場合は、一時金や賞与（ただし、ベースアップ等支援加算の場合は、加算額 2/3 以上は「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当）」として支給し、加算による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。
加算の算定要件は、「賃金改善額が加算による収入を上回ること」ですので、悪質な事例については、全額返還となる場合があります。
- ・実績報告書の記載誤りが多くなっておりますので、作成に当たっては必ず『記載例』を参照していただきますようお願いいたします。
- ・介護分野の文書に係る負担軽減のため、賃金台帳等の添付書類は求めないこととなりました。
ただし、実績報告書の内容を確認する書類は、介護サービス事業所等において適切に保管し、大野城市からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう各自管理をお願いします。